調 査 の 概 要

1 調査の目的

生産構造、就業構造及び農山村等の農林業をとりまく実態を明らかにするとともに、農林行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

2 調査の沿革

農業センサスは、国際連合食糧農業機関（ＦＡＯ）の提唱する 1950 年世界農林業センサス計画に沿って昭和 25 年から実施し、林業センサスは、昭和 35 年から実施している。その後、「経済統計に関する国際条約」に基づき 10 年毎に世界農林業センサスとして実施するとともに、その中間年次に我が国独自の立場で実施している。

10 年毎に実施される世界農林業センサスとその中間年次に行われる調査において、調査内容に違いがないことから、2020 年の調査から名称を「農林業センサス」に統一することとなった。

今回の 2025 年農林業センサスは、農業が 16 回目、林業が 10 回目の調査となる。（別紙参照）

3 調査の期日

令和７年２月１日現在

4 調査体系

調査の種類	調査の対象	調査の系統	調査の方法
農林業経営体調査	農林産物の生産を行う又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者（注）	農林水産省 ｜ 都道府県 ｜ 市区町村 ｜ 統計調査員 ｜ 調査対象 （農林業経営体）	統計調査員が調査対象に調査票を配布し、調査対象が記入した調査票を統計調査員又はオンラインにより回収する自計申告の方法
農山村地域調査	【市区町村調査】 全ての市区町村	農林水産省 ｜ 調査対象 （市区町村）	オンライン又は往復郵送調査
	【農業集落調査】 全域が市街化区域に含まれる農業集落及び農林業経営体調査客体候補一覧表に登載された者がいない農業集落を除く全ての農業集落	農林水産省 （民間事業者） ｜ 調査対象 （農業集落精通者）	民間事業者によるオンライン又は往復郵送調査

注：試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。

5 調査の法的根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）、農林業センサス規則（昭和 44 年農林省令第 39 号）及び平成 16 年 5 月 20 日農林水産省告示第 1071 号（農林業センサス規則第 5 条第 1 項の農林水産大臣が定める農林業経営体等を定める件）に基づき基幹統計調査として実施した。

6 調査事項

(1) 経営の態様
(2) 世帯の状況
(3) 農業労働力
(4) 経営耕地面積等
(5) 農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況
(6) 農産物の販売金額等
(7) 農作業受託の状況
(8) 農業経営の特徴
(9) 農業生産関連事業
(10) 保有山林面積
(11) 育林面積等及び素材生産量
(12) 林業労働力
(13) 林産物の販売金額等
(14) 林業作業の委託及び受託の状況
(15) その他農林業経営体の現況

7 2025 年調査の主な変更点

(1) 世帯員の個人別属性情報の把握範囲の変更

個人経営体の経営内部の農業労働力の詳細把握について、農作業に従事しない世帯員の把握を取りやめ、農作業に従事した世帯員のみとした。

(2) 調査項目の新設・追加

ア 経営主について、経営の開始又は経営継承からの期間
イ 過去 1 年間の農産物の販売金額及び農業生産関連事業の売上金額について、それぞれに占める輸出金額の割合
ウ 有機農業の取組について、耕地の実面積及びその内数として牧草地の面積、並びに茶の栽培面積
エ 農業経営へのデータ活用について、外部サービス・サポート利用の状況
オ 保有山林について、立木販売した実面積及びその内数として主伐面積

(3) 調査項目の廃止

ア 個人経営体について、地域の集落営農組織への参加状況
イ 青色申告の実施状況について、その継続年数
ウ 農業生産関連事業について、常雇い及び臨時雇いの従事日数の合計
エ 農作業受託について、さとうきび作の作業別受託面積
オ 林業経営体の経営内部の労働力について、個人ごとに把握していた生年月及び過去 1 年間のふだんの状況等（代わりとして従事日数階級別に男女別の合計人数を把握）

別紙

出典:農林水産省ウェブサイト(https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noucen/gaiyou/index.html#2)

農林業センサスの沿革

